

みなさんの暮らしを守ります！



こちら消防 119

「住宅用火災警報器」の設置は義務です

住宅用火災警報器は、熱や煙などを素早く感知して、音や音声などで周囲に知らせます。住宅火災による被害を最小限に防ぐことを目的として、昨年6月にすべての家庭で設置することが義務づけられました。

宇部・山陽小野田消防局管内での推計設置率は84.7%（平成24年6月時点）で、未だ100%にはなっていません。

住宅火災による死者の半数以上が逃げ遅れによるもので、特に高齢者が逃げ遅れて亡くなる事故が毎年発生しています。住宅用火災警報器の重要性を認識し、設置していない家庭は必ず設置してください。



▲天井取り付け式
火災警報器

～住宅用火災警報器の維持管理を！～

住宅用火災警報器にホコリ等が付くと、誤作動を起こしたり、火災を感知しにくくなったりするので定期的に掃除しましょう。また、点検ボタンを押すなどして作動確認もしておきましょう。



宇部・山陽小野田消防局予防課 ☎ 21-7599



子育て 情報ナビ

今回のテーマは「保育園と幼稚園の違いって？」

「保育園」と「幼稚園」はどちらも小学校就学前の子どもが通うところですが、その違いをご存じですか？それぞれのご家庭、お子さんにあった園をお選びください。

保 育 園

- ◆ 保護者に代わって保育する福祉施設
※仕事や病気など、家庭で保育できない理由が必ず必要です。
- ◆ 保育時間が原則 8 時間(延長保育あり)
- ◆ 対象年齢が 0 歳～就学前の乳幼児
- ◆ 保育料は市が決定
※保護者の課税状況に応じ決定します。

園こども福祉課 ☎ 82-1207

幼 稚 園

- ◆ 就学前教育が目的の教育施設
- ◆ 教育時間が原則 4 時間(延長保育あり)
- ◆ 対象年齢が満 3 歳～就学前の幼児
- ◆ 保育料は園が決定
※所得に応じて就園奨励費として保育料の補助を受けることができます。

園学校教育課 ☎ 82-1202

こども福祉課 ☎ 82-1207



【問い合わせ先】
環境課 ☎ 82-1143

■古紙類の出し方

古紙類は、新聞、ダンボール、雑誌・本・雑紙、紙パックごとに分け、下記の点に注意して出してください。

- ダンボール箱の中に新聞や雑誌などを入れて出さない
- ダンボールは金具やガムテープなどを取り除きたたんでしる
- 紙パックは洗って切り開いて出す
- 新聞の折り込みチラシは新聞と一緒にしる
- 小さい雑紙類でしるににくい物は紙袋等に入れる



資源ごみ売却収入	8 月分	4,165,888 円	平成 24 年度累計	21,252,176 円
指定ごみ袋手数料収入		1,581,748 円		7,604,636 円